

富士吉田市立 コミュニティセンター使用心得

富士吉田市立コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則第5条による使用心得を次のとおりとする。

① センターの使用時間は、午前9時～午後10時迄です。

福祉施設（入浴）の使用時間は、午前10時～午後4時迄です。（但し、下吉田中央

コミュニティセンター福祉施設（富楽時）に限り、午前10時～午後9時まで）

利用時間を守ってください。（準備・清掃・整頓時間を含む）

② 土砂災害警戒情報、大雨警報の発令、地震等の災害の発生または、その恐れがある場合
に各センターに避難所が開設された場合には、原則その間の使用はできません。

③ 使用後は、必ず後片付け・清掃を行い道具は元に戻してください。

④ 建物内は、土足厳禁です。

⑤ 建物内での飲酒は、禁止です。

⑥ 建物内及び敷地内は、禁煙です。

⑦ 他の部屋や他の人に迷惑がかからないように各自で注意し使用してください。

⑧ 使用する場合は、事前に申込んでください。（3ヶ月前の1日～前日まで）

ア) 使用する方（団体代表者）が直接センター窓口で申込んでください。

イ) 窓口で申込書に書き入れ、許可書の交付を受けてください。

使用の際、係員に許可書をお渡しください。

ウ) 申込みは原則として先着順ですが、管理者が必要と認めた時は、

その限りではありません。

I) 市民が優先です。原則として5人以上でご利用ください。

⑨ 使用後は、利用者の数を受付に報告してください。

⑩ 水分補給以外の飲食は、管理者の許可が必要です。

飲食を目的とする利用はできません。また、ゴミは必ず持ち帰ってください。

⑪ 分からないことや使用方法については、所員の指示に従ってください。

⑫ 許可なく部屋（各室）または、付属設備等を使用しないでください。

⑬ 許可なく危険物または、不潔な物品を持ち込まないでください。

⑭ 許可なく所定の場所以外で火気を使用しないでください。

⑮ 許可なく物品の販売または、飲食物の提供を行わないでください。

⑯ 許可なくセンターを利用しての営業と認められる行為を行わないでください。

⑰ 目的以外に施設を使用しないでください。

⑱ 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止対策について、使用人数制限等、施設の

基準に従って使用してください。

令和4年8月19日